

5 自然共生社会の推進（柱5）

－ 生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現－

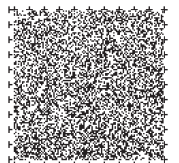


目指す姿

- 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにともに生きることにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。
- 地域の自然や生きものに関心を持つ人々が増え、また、自然資本から得られる生物多様性の恵みが重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育んでいる社会。

現状・課題

- 生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、心の潤いや精神的な充足、多様な文化等、様々な恵みをもたらすものであるとともに、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。自然環境や生物多様性を保全することは、人間と自然の共生が確保されるとともに、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、持続可能な社会を実現する上で極めて重要です。
- 国においては、「生物多様性国家戦略 2012－2020」を策定（2012（平成 24）年 9 月）しており、本県においても、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2013（平成 25）年 3 月に「福岡県生物多様性戦略」を、2018（平成 30）年 3 月に同戦略第 2 期行動計画を策定し、地域が自立的に生物多様性の保全に取り組むことができる環境を整備してきました。そして、2022（令和 4）年 3 月には、国の生物多様性国家戦略の改定内容の方向性等を踏まえた新たな福岡県生物多様性戦略を策定し、様々な主体による取組が県内各地で生まれるよう施策を推進します。
- 地域の生物多様性の保全等には、地域の社会的・自然的条件に則した取組が必要であり、生物多様性基本法では、県だけでなく市町村による施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。
- 「生物多様性」という言葉についての認知度は 37.0%（2021（令和 3）年度）であり、依然低い状態となっています。
- 「福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014」において絶滅危惧種等として記載されている種の数 は 1,611 種に上ります。



また、「福岡県レッドデータブック」では、各絶滅危惧種の危機要因も記載しており、これまでに増加したリスクとして、維管束植物ではシカによる食害、鳥類では気候変動や生息地の改変、爬虫類、両生類では水辺環境の変化等を挙げています。

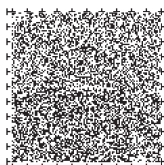
「福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014」における種の内訳

カテゴリー	I	II	III	IV	計
植物群落	13	28	32	16	89

カテゴリー	絶滅	絶滅危惧 I A 類	絶滅危惧 I B 類	絶滅危惧 II 類	準絶滅 危惧	情報不足	その他の カテゴリー	計
植物 (維管束)	37	278	131	98	39	21	野生絶滅 2	606
植物 (その他)	1	絶滅危惧 I 類 8		8	12	10	-	39
哺乳類	4	1	1	6	10	2	-	24
鳥類	2	12	9	25	38	4	-	90
爬虫類	-	-	1	2	3	1	-	7
両生類	-	1	1	5	4	-	-	11
魚類	1	11	12	12	28	17	野生絶滅 1	82
昆虫類	6	37	73	119	126	56	-	417
貝類	2	23	48	70	90	45	-	278
甲殻類 その他	-	5	7	5	18	10	-	45
クモ系類等	-	-	-	1	5	6	-	12
計	53	1,010			373	172	3	1,611

注 植物群落、植物（維管束）、植物（その他）、哺乳類及び鳥類については、「福岡県レッドデータブック 2011」の掲載種数であり、その他の高次分類群については、「福岡県レッドデータブック 2014」の掲載種数を掲載

- 本県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより、生物多様性を確保し、人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的とした「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。（2020（令和2）年10月公布、2021（令和3）年5月施行）
- 野生鳥獣は、生物多様性を維持していく中で重要な役割を果たしている一方で、農林水産物や生態系へ深刻な被害を及ぼす種も見られ、総合的な鳥獣の保護及び管理を図る必要があります。
- 外来生物法により政令で指定されている特定外来生物は、156種類（7科、13属、4種群、123種、9交雑種 2020（令和2）年11月時点）ですが、そのうち県内でこれまでに生息・生育が確認されたことがあるものは25種（2021（令和3）年4月時点）となっており、外来種による影響は生物多様性に対してだけでなく、人の生命・身体や農林水産業に係る影響も懸念されています。



- 地球温暖化等の地球環境の変化は、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯等、環境の変化に対して弱い地域を中心に、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があると言われております。地球温暖化の進行により、暖地性の生物の分布域が北上しているほか、高標高地に生息・生育する生物の分布域の縮小や絶滅が懸念されております。
- 道路や河川、海岸施設等の社会資本の整備にあたっては、社会面・経済面のみならず環境面も考慮した質の高い公共工事が求められており、生物多様性の保全等への配慮の視点が必要となっております。
- ふくおかエコ農産物認証制度の取組や環境保全型農業直接支払交付金の活用を一体的に推進した結果、2020（令和2）年度の減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積は11,089 haで、直近3年間は、11,100 ha前後で推移しております。

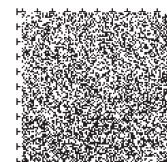
福岡県内の減農薬、減化学肥料栽培面積の推移

	2000（年度）	2005	2010	2015	2018	2019	2020
水稲	641	3,490	7,072	6,559	6,483	6,108	6,172
野菜	69	978	1,295	1,202	928	987	927
果樹	14	1,346	1,482	1,190	1,123	1,078	1,010
茶	21	154	105	100	94	83	79
その他	1	63	119	2,015	2,663	2,762	2,901
合計	745	6,031	10,073	11,066	11,291	11,019	11,089

※「減農薬、減化学肥料栽培に取り組む面積」とは、化学合成農薬または化学肥料の使用量が、本県基準の半分以下で栽培される面積。

【出典】福岡県

- 水産資源の持続的な利用には、魚礁の設置や底質環境の改善等の漁場づくりと資源管理の推進、種苗放流による資源づくりが必要です。この取組は、生物多様性保全の観点からも重要です。
- 県内各地でNPO等の団体が生物多様性に関わる活動を行っていますが、活動資金の不足、人材不足、取組の継続性等の課題を抱える団体も少なくありません。
- 近年、「人と動物の健康と環境の健全性是一つ」という「ワンヘルス」の理念が世界的にも注目されてきており、本県におけるワンヘルスの理念に基づく行動・活動を推進するため、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」が制定されました。（2021（令和3）年1月公布・施行）



人と動物と環境はつながっている「ワンヘルス One Health」

ワンヘルス（One Health＝一つの健康）とは、人の健康、動物の健康、環境の健全性を一つとして捉えて、医師や獣医師、環境の専門家や研究者だけでなく、みんなで考えて行動しようという社会活動です。

ワンヘルスの目的は、私たちが住んでいる地球の環境を守ること、そして健全な地球上で、人も動物も健康に生きることです。

本県の取組

本県では、福岡県ワンヘルス推進基本条例を制定し、ワンヘルスの理念の普及と実践のための行動計画を策定する等、具体的な取組を進めています。



1

人と動物の共通感染症対策

「人と動物の共通感染症」とは、ウイルスや細菌などの病原体が人や動物の体内に入ることによって起こる感染症をいいます。感染症を防ぐためには、家に帰ったらすぐにうがいをし、手を石鹸でよく洗きましょう。車ひらやぶら入るときは、病原体を持った虫などにかまれないように、長そでを着て、長ズボンをはきましょう。



2

薬剤耐性菌対策 薬剤の適正使用と管理

わたしたちは、細菌による感染症を防ぐために薬（抗菌薬）を使用しています。しかし、最近、薬が効みにくい細菌「薬剤耐性菌」が増えていて、感染症が治りにくくなっているという問題があります。この細菌は、薬を飲む回数や量などを間違っていると、発生するといわれています。薬は、必要な場合に決められた期間に回数をきくと守って飲みましょう。



3

環境保護

車や飛行機から出る二酸化炭素などが空気中に増え、地球全体の温度が上がることで大規模な森林伐採などにより、人や動物の生きる場所が変化してきています。自然環境は、さまざまな生き物が生きる場所です。良い環境や生き物のすみ分けが保たれることで、人や動物の健康が維持できます。自然環境を守るため、生き物を大切に、多くの人と一緒に乗るバスや電車を利用する、近くに出かけるときは多くが自転車を利用する、野外で過ごすときはなるべくごみを出さないようにし、出たごみは持ち帰るなど、できることを実行してみましょう。



4

人と動物との共生社会づくり

犬やネコ、鳥などの動物（ペット）たちは、わたしたちの日常に幸せを与えてくれます。また、災害救助犬や盲導犬、狩猟犬などは人のために働き、いろいろな分野で活躍しています。その一方で、犬やネコをいじめたり、捨てたりする悲しい出来事も起こっています。動物との関係をより良く保つためには、その動物をよく理解し、動物（ペット）を飼う場合には、飼育方法をしっかりと調べておきましょう。



5

健康づくり

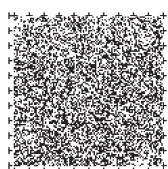
心も体も健康でいることはみんなの願いです。サッカー、ドッジボール、なわとび、ダンスなどや、走ったり多量に歩いて体力アップや健康のために行うスポーツは、年齢や性別、種があるなしに関係なく、人を元気にする力があります。遊びやスポーツなどを楽しんだり、自然や動物種とのつながりを大切にして、人や動物みんなが心も体も元気な状態で過ごせる「健康」を目指しましょう。



6

環境と人と動物のより良い関係づくり

わたしたちの健康は、健全な環境でつくられた食べ物や水で保たれています。米や野菜などをつくるためには健全な農地や水が必要です。肉や牛乳などは動物の「いのち」から生まれるので、牛や豚などが健康でいることも大切です。食べ物のつくられた環境を知り、地元でとれた新鮮な食べ物や水を食することは、身近な環境を守り、動物や人の健康を守ることにつながります。



詳しくは、ワンヘルス教育啓発資料リーフレットを御覧ください。（本県 HP に掲載→）

【生物多様性の保全と自然再生の推進】

重要地域の保全

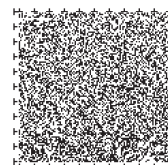
- 国定公園である英彦山及び犬ヶ岳地区に生育している多くの絶滅危惧植物をシカの食害から保護するため、シカの捕獲等を実施します。
- 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」や県内各地の文化財（特に名勝・天然記念物、重要文化的景観）を保護していく上でも重要な生物多様性の保全に関する取組を推進します。
- 豊かな有明海を再生することを目的に、「有明海の再生に関する福岡県計画」を策定し（2003（平成15）年3月策定、2021（令和3）年12月改訂）、有明海の海域の特性に応じた環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を推進します。
- 自然公園や自然環境保全地域には、現状把握や利用者に対する適切な助言・指導等を行う自然公園指導員¹や環境保全指導員²が置かれています。指導員と連携し、公園の保護と適正な利用を図ります。

野生生物の適切な保護と管理

- レッドデータブックの定期的な見直しに向けて自然環境調査を実施するとともに、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき指定された種について、必要に応じ保護回復事業を実施します。
- 全国で唯一朝倉市黄金川に自生するスイゼンジノリは、古くから郷土の味として親しまれていましたが、近年、生育環境の悪化により絶滅が危惧されたため、朝倉市、地元保全団体、本県で構成する「黄金川スイゼンジノリ保全協議会」において、保護の取組を継続していきます。スイゼンジノリや筑後川のエツ等本県の特色ある郷土料理の素材を守ることで、文化の伝承や生物多様性の保全と持続的な利用を図ります。
- 野生鳥獣の保護及び管理を図るため、鳥獣を保護するための鳥獣保護区を指定するとともに、野生鳥獣による被害対策として、捕獲や防護柵の設置等の被害防止策を総合的に実施し、捕獲個体について、食肉（ジビエ）等への利活用の推進を図ります。また、鳥獣の保護についての普及啓発のため、野生鳥獣保護モデル校の指定や、愛鳥週間における探鳥会の開催等を実施します。
- 本県における外来種の実態を示した福岡県侵略的外来種リストや外来種の防除マニュアルを周知することで、多様な主体による防除を推進します。

¹ 自然公園指導員：国立公園及び国定公園の利用者への指導・助言や公園内の情報収集等を行うため、環境省が委嘱した指導員。

² 環境保全指導員：自然環境及び生活環境の適正な保全に関する指導等を行うために都道府県が依頼した指導員。



- 希少野生動植物種及び里地里山の生態系における野生動物の生息状況等調査の結果を踏まえ、生物多様性保全対策について、より一層推進します。【柱3にも掲載】

生物多様性プラットフォームを活用した啓発

- 希少野生生物や外来種等の情報、環境保護団体の活動状況等、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム（ホームページ）を活用し、生物多様性への関心や理解を深める取組を進めていきます。【柱2にも掲載】→43ページ 柱2重点プロジェクト

地球温暖化対策との連携

- 生物多様性の保全は地球温暖化と密接に関わりがあり、ともに省資源や省エネルギー型の社会への転換が必要となっています。総合的な地球温暖化対策と相互に関連し合いながら、生物多様性の保全を進めていきます。

自然環境の保全によるワンヘルスの取組

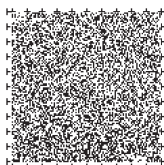
- 人と動物の健康、そして環境の健全性は一つのものであります。自然環境の保全や、自然とのふれあいを通じた健康づくり等に取り組むことにより、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に定められている「ワンヘルス」の理念の実現に貢献します。
- 西日本を中心に感染者報告数が年々増加傾向にあり、本県においても死亡例が確認されている人獣共通感染症の「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」について、感染拡大の要因の一つとして考えられる野生動物（シカ、イノシシ、アライグマ）を対象に、SFTSウイルスの感染状況を調査します。この調査結果に基づき、市町村、医療機関、県民等に対する情報提供や注意喚起を行います。

環境影響評価制度の適切な運用

- 環境影響評価手続が各事業の実施に当たり適切かつ円滑に行われ、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全」と「人と自然の豊かなふれあい」の観点も踏まえた環境保全への適切な配慮が行われるよう、環境影響評価の各段階において、必要に応じ、事業者に対し意見を述べます。

生物多様性に配慮した公共工事の推進

- 公共工事の実施に当たっては、「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」に基づき、計画地周辺の動植物の把握や希少種等の生息・生育環境への影響の回避・低減等の生物多様性への配慮を推進し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。【柱1にも掲載】



グリーンインフラ・Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）

- グリーンインフラの考え方にに基づき、緑地等における雨水の貯留・浸透による防災・減災等の自然環境が有する多様な機能を活用し、県土づくりに関する施策の展開を図ります。また、特に防災・減災に注目した考え方である「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」について、普及と導入の働きかけを進め、県民に対して広く啓発を行います。【柱3にも掲載】

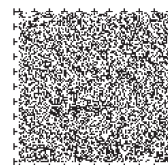
【生物多様性の持続可能な利用】

生物多様性に配慮した農林水産業の推進

- 水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林の有する公益的機能に対して、県民の期待や要望が高まっており、適切な森林整備により、健全な森林づくりを進めていくとともに、建築物等における県産木材の積極的利用を推進していきます。
- 農林業における農薬や肥料の適切な使用やバイオマスの活用等は、生物多様性保全への効果も期待されており、今後もこれらの技術の開発・普及に努めます。
- 生物多様性の保全や良好な景観の形成等にとって重要な役割を担う農地を保全するため、水路の泥上げや法面の草刈り等の活動を支援します。
- 水産物の安定供給と生物多様性保全の観点から、魚礁の設置や藻場・干潟の保全、底質環境の改善等により、海や河川の特성에応じた漁場づくりを推進します。また、適切な資源管理と種苗放流による、水産資源の持続的な利用や漁場環境に応じた養殖管理の徹底を図っていきます。

里地里山里海の適切な利用と管理

- 独特の自然景観や文化・伝統、多様な生きものが生息・生育する場、人々に潤いや安らぎを与えてくれる場としての重要性が再認識されている里地里山里海について、将来にわたりその自然資本から得られる生態系サービスを楽しむため、適切な利用及び管理を進めていきます。
- 農山漁村地域に対する県民の理解を深めるため、自然との触れ合いの場の提供、農林漁業体験、まち（都市部）とむら（農山漁村）の交流を促進するとともに、荒廃農地の再生、森林づくりといった共同での地域活動の取組を強化します。
- 県内市町村の一部では、九州大学都市研究センターと共同で持続可能な成果を測る新経済指標「新国富指標」を活用したまちづくりの取組が進んでいます。本県としても森林や農地の適正管理、持続可能な農林水産業への支援等を通じて自然資本の向上に取り組んでいきます。



「新国富指標」のまちづくりへの活用 ～久山町、中間市、宮若市、直方市の取組～

「新国富指標」とは、社会（国や自治体等）の持続可能性を包括的に評価するための指標で、経済生産活動等の「人工資本」、教育や健康等の「人的資本」、そして自然環境や天然資源等の「自然資本」の3つから計算されます。

GDP（国内総生産）に代表される従来の経済指標は、経済が成長すれば増加する一方で、経済発展に伴う自然破壊等は考慮されません。これに対し、新国富指標は、教育や健康等の人的資本や森林や農地等の自然資本も考慮するため、将来世代への持続可能性を評価できます。

地方自治体においても、新国富指標を使うことで、どのような施策によって自治体の存続や活性化を行うべきかを議論するための有用な材料となりえます。

久山町では、住民アンケートを基に新国富指標を算出し、住民ニーズの高い事業へ重点的に予算配分する等の取組を行っています。中間市でも、豊かで持続可能なまちづくりに向け、新国富指標を導入し様々な評価に応用していきます。

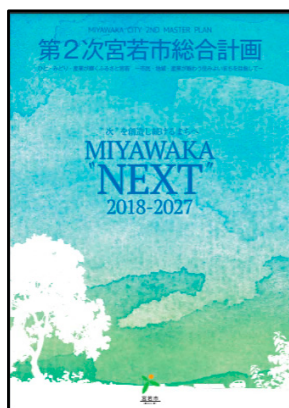
また、宮若市、直方市では、各市の総合計画の策定に当たって新国富指標を活用することで、持続的な発展のための施策の推進に役立てられています。



久山町 HP



中間市 HP



第 2 次宮若市総合計画



宮若市 HP

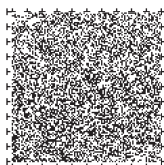


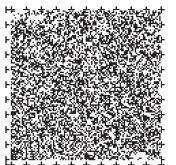
直方市 HP



第 6 次直方市総合計画

【参考資料】馬奈木俊介・池田真也・中村寛樹：新国富論－新たな経済指標で地方創生（岩波書店）





人と動物の健康と環境の健全性は一つ ～ワンヘルスの推進～

新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の多くは、人と動物の双方に感染する人獣共通感染症です。この人獣共通感染症をはじめ薬剤耐性菌や環境保護など分野を横断した問題に対応するには、「人と動物の健康と環境の健全性は一つである」というワンヘルスの理念に基づく取組が重要となります。

「福岡県ワンヘルス推進行動計画」の策定

2022（令和4）年3月、福岡県ワンヘルス推進基本条例に基づき、本県におけるワンヘルスの実践の仕組みを構築するため、ワンヘルス推進に関する本県の施策又は取組を体系的に整理した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定しました。

行動計画の内容

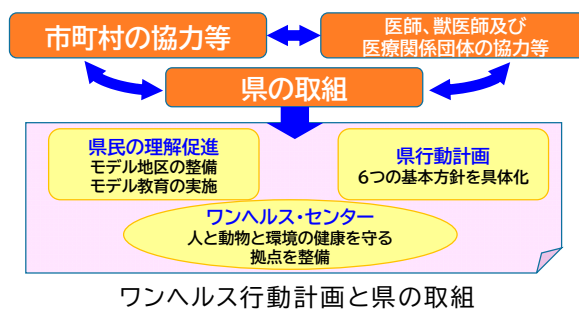
○概要

ワンヘルスの推進には、専門家や行政のみならず、県民、事業者及び関係団体等あらゆる立場の方の行動や活動が必要となります。

そこで、行動計画に基づく施策や取組を展開することにより、県民及び事業者がワンヘルスの理念に基づき自主的に行動し、活動することで、人と動物の健康及び健全な環境が調和した社会を構築し、これを次世代につないでいくことを目指します。

○主な施策

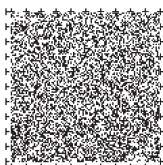
- ・ 人獣共通感染症である SFTS（重症熱性血小板減少症候群）について、野生動物（シカ、イノシシ、アライグマ）における SFTS ウイルスの感染状況を調査し、その結果を関係者へ情報提供し、注意喚起を行います。
- ・ 河川水における薬剤耐性菌等の実態調査を実施し、自然環境への影響を把握していきます。
- ・ 里山林において、野生動物が身を隠すことができない見通しの良い森林区域であるバッファゾーン（緩衝地帯）を整備し、人と野生動物の棲み分けを図ります。
- ・ 四王寺県民の森を、ワンヘルスの理念を自然の中で実感できる「ワンヘルスの森」として整備し、ワンヘルスに対する理解の促進と心身の健康づくりにつなげます。



ワンヘルス行動計画と県の取組



四王寺県民の森全景



～里地里山における野生動物の生息状況等調査～

(ワンヘルス実践の一例として)

取組の背景

人と自然が共生し、多くの絶滅危惧種が生息・生育する里地里山では、農林業の変化や農山村の過疎化に伴い、自然に対する人の働きかけが縮小することで、生態系のバランスが崩れ、生物多様性の損失が懸念されています。また、手入れが行き届かなくなった里地里山では、シカやイノシシ等の生息域の拡大が生じています。



センサーカメラによる野生動物調査

生物多様性保全の観点から、里地里山において、どのような野生動物が生息しているか、また野生動物と植物や昆虫等との関わりを明らかにする必要があります。

野生動物の生息状況等調査の実施

痕跡調査に加え、センサーカメラを設置し、その地域に生息する野生動物の種類やその行動の実態を把握します。

野生動物が入らない柵を設け、柵内外において、被食植物や植生、昆虫類の変化を把握します。

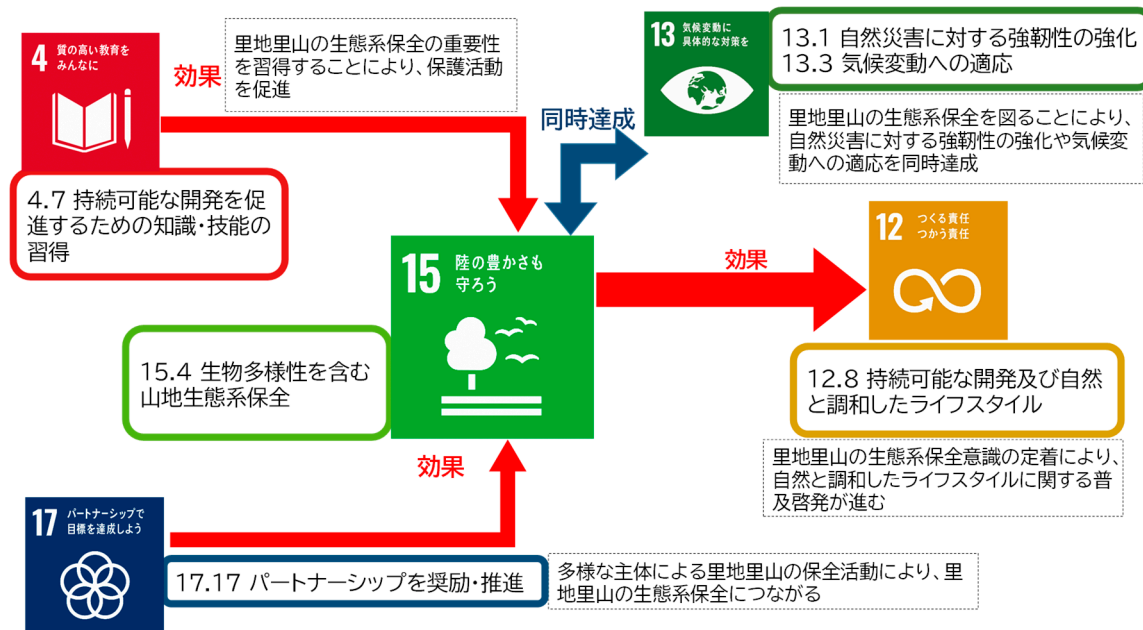


設置されたセンサーカメラ

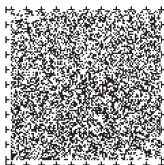
調査成果の活用

野生動物の生息状況等調査や各地の取組事例を踏まえ、里地里山における生物多様性の保全・再生策の方向性をまとめ、多様な主体による保全・再生活動が促進されるようホームページで情報発信します。

SDGs ゴール・ターゲット関連図



柱5
社 自然
自 共生
共 会



守ろう、福岡県の希少野生動植物

～福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく取組～

本県内に生息し、又は生育する野生動植物は生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものです。そのため、本県、市町村、事業者及び県民等が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、もって人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承します。

条例制定の背景

本県ではこれまで、県レッドデータブックによる啓発や環境影響評価制度等、既存制度の活用等により、県内に生息・生育する希少野生動植物種（以下「希少種」という。）の保護に努めてきました。

しかし、レッドデータブックに掲載されている希少種に対する採取・捕獲等の規制がないこと、環境影響評価制度において小規模な工事は制度の対象とならないことなど、既存の取組だけでは、希少種保護の徹底が困難な状況にありました。

そのため、希少種の取扱いや生息地等の保護に関する規制を規定した「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。

条例の内容

○指定希少野生動植物種の指定

現在、県内で約1,000種の野生動植物が絶滅のおそれがあり、保護を必要としています。それらのうち、特に保護が必要な20種を本条例第9条に基づき、「指定希少野生動植物種」として指定しました。



福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例について
(本県HPへのリンク)

○捕獲、所持、陳列又は広告の禁止

指定希少野生動植物種の捕獲、採取、所持・譲渡、販売目的での陳列やインターネット掲載等を禁止しています。

○罰則

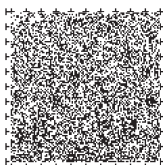
捕獲、所持、陳列・広告の禁止等に違反した場合には、罰則が適用される場合があります。

○生息地保護

指定希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その生息地、生育地や隣接地を生息地等保護区として指定する場合があります。

○保護回復事業

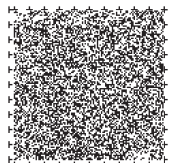
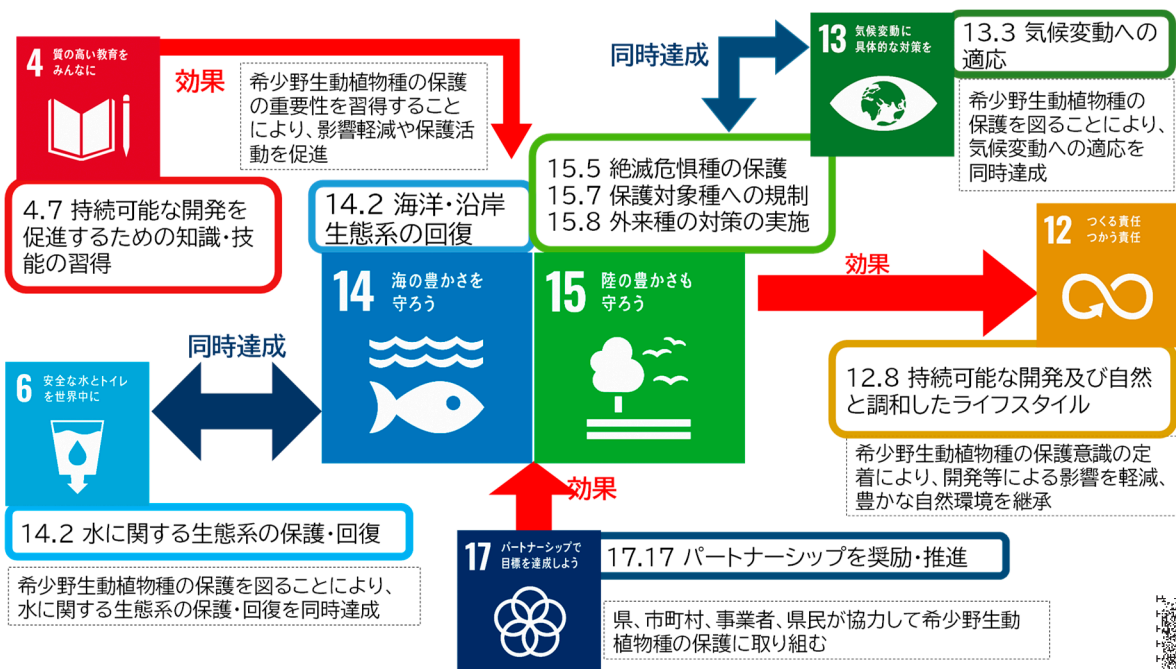
個体数維持、繁殖促進等のため、指定希少野生動植物種のうち、特に保護する必要がある種について、必要に応じ、周辺の草刈りや柵の設置など生息地等における生息・生育環境の維持・整備などの保護回復事業を実施することとしています。



○指定希少野生動植物種（20種） ※2021（令和3）年4月30日 指定

1	ミスミソウ	2	キビヒトリシズカ	3	ヤシャビシヤク	4	ミズスギナ	5	サワトラノオ
分類: キンボウゲ科		分類: センリョウ科		分類: ユキノシタ科		分類: ミソハギ科		分類: サクラソウ科	
6	サギソウ	7	トキソウ	8	オキナグサ	9	ムラサキ	10	ウスギワニグチソウ
分類: ラン科		分類: ラン科		分類: キンボウゲ科		分類: ムラサキ科		分類: ユリ科	
11	ヨシゴイ	12	コアジサシ	13	セボシタビラ	14	ハカタスジシマドジョウ	15	コバムシ
分類: サギ科		分類: カモメ科		分類: コイ科		分類: ドジョウ科		分類: コバムシ科	
16	カワラハンミョウ	17	ミヤザキムシオイ	18	ヤマボタル	19	オバエボシガイ	20	カタハガイ
分類: オサムシ科		分類: ヤマトニシ科		分類: ヤマボタル科		分類: イシガイ科		分類: イシガイ科	

SDGs ゴール・ターゲット関連図



自然公園等における豊かな自然の保護と利用の推進 ～自然との共生を目指して～

自然公園の適切な利用のため、ビジターセンターや歩道などの整備を推進します。
また、九州自然歩道において、安全な利用のため、標識などの整備を推進します。

取組の背景

本県には、海岸沿岸の白砂青松、山々の原生林、神社仏閣や霊場など歴史の香りを色濃く残す文化的に重要な地域など、美しい風景とともに、多様な生態系を有した自然が多く残っています。

本県では、1つの国立公園（瀬戸内海）と3つの国定公園（玄海、北九州、耶馬日田英彦山）、5つの県立自然公園（太宰府、筑豊、筑後川、矢部川、脊振雷山）が指定されており、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図っています。

自然公園では、利用形態の多様化に伴い、植物の盗掘やごみの投棄のほか、登山道への自転車利用による環境破壊、トレイルランニングによる歩道の荒廃など利用環境へ悪影響を与えるものも多く見受けられます。そのため、利用者への自然保護や自然公園の仕組み等に対する理解を深める施設として整備されたビジターセンターには、誰もが自然環境の理解が得られるよう、必要な情報を発信する機能が求められています。

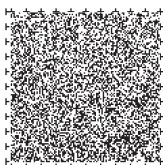
環境省の長距離自然歩道構想に基づき整備された九州自然歩道は、北九州市を起終点とし、九州各県をひと回りできるようになっており、多くの県民が四季を通じて、豊かな自然や歴史、文化に触れ、自然保護に対する理解を深めることができる総延長2,932 kmの歩道であり、そのうち県内のコースは261 kmです。歩道を活用したレクリエーションの機会を通じて、生物多様性を体感できるモデルコースの設定や利用者の遭難や事故などに対する安全対策が求められています。

自然公園等の利用の推進

国定公園の拠点としてのビジターセンターを、自然保護意識の醸成や自然公園の仕組み等に対して理解を深めることができる施設へと整備します。

平尾台自然観察センターにおいて、自然体験型の環境学習や自然環境に関する展示会などの企画内容を充実させ、ホームページ、SNS、電子メール等を活用し、広く周知を図るとともに、自然観察会や散策道の整備などのボランティア活動を推進します。

自然公園の公衆便所等の利用施設を整備し、適切な公園の利用を推進します。



平尾台自然観察センター(北九州市)



志賀島ビジターセンター(福岡市)

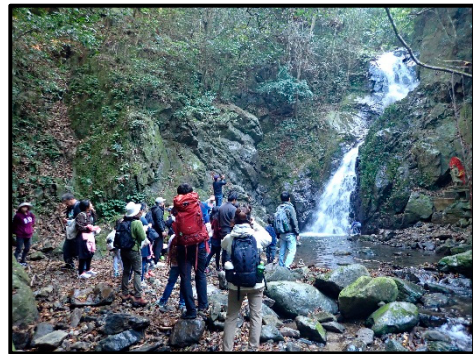


九州自然歩道では、安全な利用のために標識等の整備をするとともに、親子でも気軽に歩くことができる入門コースマップ等の周知を通じて、自然とのふれあい、生物多様性を体感できる機会の創出を図ります。

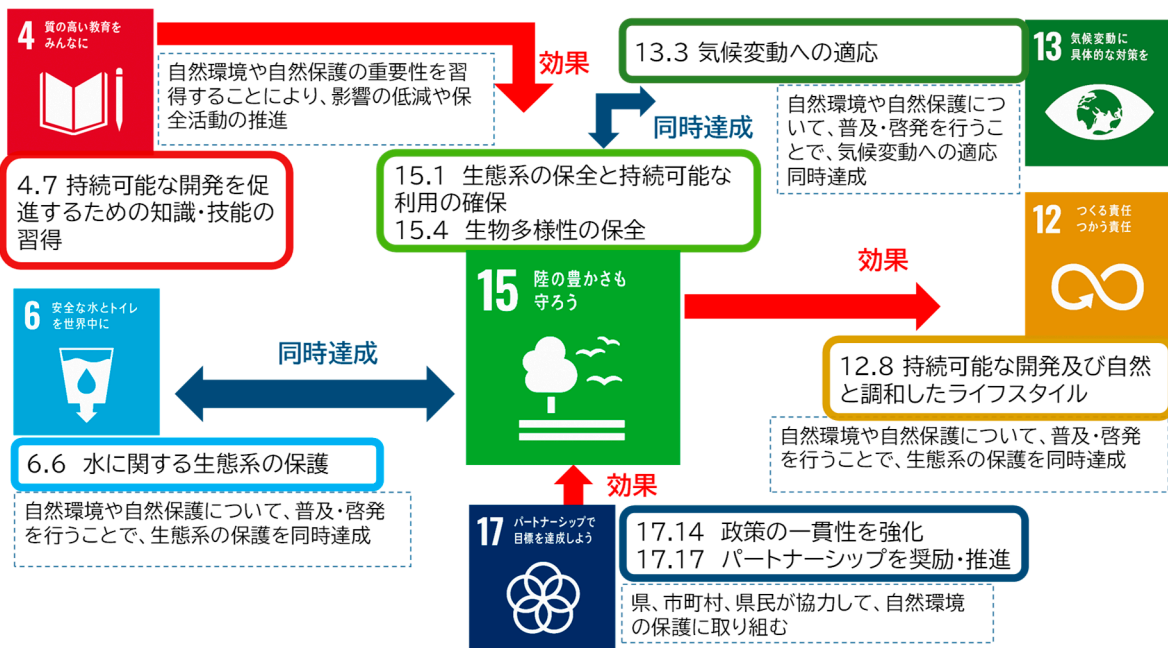
九州自然歩道(筑紫野市)



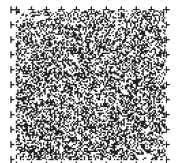
親子ハイク(赤村)



SDGs ゴール・ターゲット関連図



柱5
社 自然共生
会



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
自然共生社会の推進	生物多様性プラットフォーム(ホームページ)のアクセス数	266,100 件 2026(令和 8)年度	177,391 件 2020(令和 2)年度	現在運用中のホームページ(希少野生生物HP)アクセス件数の 50%増
	平尾台自然観察センターの利用者数	44,000 人 2026(令和 8)年度	39,980 人 2018(平成 30)年度	コロナ禍以前の利用者数(平成 30年度)から 10%増
	農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180 ha 2026(令和 8)年度	41,545 ha 2020(令和 2)年度	将来にわたり農用地として利用する土地の約 6 割

